

# 暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

足利市長宛て

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約します。該当すると認められた場合には、入札参加資格の取消し等、市の行う一切の措置について異議申立てを行いません。

また、入札参加資格確認のため、足利警察署に照会することについて承諾します。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 自己、若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するもの
- 4 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与するもの
- 5 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 6 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの
- 7 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
- 8 前各項に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等（公共工事、補助金等の交付その他の市の事務又は事業をいう。）に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 9 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員